

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（新旧対照表）

第 1 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（平成 2 7 年 1 月 5 日付第 2 0 1 4 0 0 1 4 3 6 6 9 号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のとおり改正する。

改正後									改正前								
第1条～第3条 略									第1条～第3条 略								
(交付の条件)									(交付の条件)								
第3条の2 1～3 略									第3条の2 1～3 略								
<u>4 (削除)</u>									<u>4 補助事業のうちICTを活用した医療連携体制構築のための電子カルテシステム整備促進事業にあっては、補助事業者は当該補助事業の完了した年度の翌年度末までに鳥取県地域医療連携ネットワーク(おしどりネット)に相互参照機関として参加しなかった場合には、当該補助事業に係る補助金の全額を県へ返還しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると知事が認める場合はこの限りでない。</u>								
第4条～第15条 略									第4条～第15条 略								
別表(第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係)									別表(第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係)								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類	事業分類	補助事業	事業実施主体	補助対象経費	基準額	補助率	重要な変更	申請添付書類	実績添付書類
略	医療情報ネットワーク整備事業	略	鳥取県地域医療連携ネットワーク(おしどりネット)構築に係る次の経費(更新に係る費用については、事業の目的が、ネットワークの機能の追加や見直しであり、それらを実現	県が必要と認めた額 (ただし、維持に係る経費については、令和2年度	略	略	略	様式第1号 様式第2—1号 様式第3号 契約書の写し ネットワーク設計図 検収書の写し 支払を証明する書類	略	略	略	鳥取県地域医療連携ネットワーク(おしどりネット)構築に係る次の経費(更新に係る費用については、事業の目的が、ネットワークの機能の追加や見直しであり、それらを実現	県が必要と認めた額 (ただし、維持に係る経費については、	略	略	略	様式第1号 様式第2—1号 様式第3号 契約書の写し ネットワーク設計図 検収書の写し

			するための手段としてサーバーの更新も含まれる場合に限る) ・データセンターにおけるサーバー等の構築費 ・各医療機関における開示用サーバーの構築費 ・各医療機関における情報連携用の SS-MIX サーバーの構築費 ・回線の構築費 ・セキュリティ対策構築費 ・<u>機能拡充のための改修に係る経費</u> <u>鳥取県地域医療連携ネットワーク(おしどりネット)維持に係る次の経費(ただし、ネットワークの会費収入による自主的な運営を実現するための、会費収入の増加</u>	<u>事業にあつては、8,446千円、令和3年度事業にあつては、4,223千円とする。</u>								するための手段としてサーバーの更新も含まれる場合に限る) ・データセンターにおけるサーバー等の構築費 ・各医療機関における開示用サーバーの構築費 ・各医療機関における情報連携用の SS-MIX サーバーの構築費 ・回線の構築費 ・セキュリティ対策構築費 - 鳥取県地域医療連携ネットワーク(おしどりネット)維持に係る次の経費(ただし、ネットワークの会費収入による自主的な運営を実現するための、会費収入の増加や支出の削減に係る具体的な改善計画	<u>ては、令和2年度事業にあつては、8,446千円、令和3年度事業にあつては、4,223千円とする。</u>					支払を証明する書類
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------------------

略	地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業	略	略	略	略	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	略	略
略								
略	訪問看護ステーションのサテライト設置事業	略	略	略	略	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額		
略	在宅医療普及啓発事業	病院、有床診療所、その他在宅医療の普及啓発に寄与すると県が認めた者鳥取市立病院	略	略	略	略	略	略
略								
(削除)								
略	在宅医療推進事業	略	略	略	略	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	略	略

略	略	略	略	略	略	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	略	略
略								
略	略	略	略	略	略	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	略	略
略	略	鳥取市立病院	略	略	略	略	略	略
略								
略	在宅歯科診療設備整備事業	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額	略	略

						(施設整備関係) ・2割を超える減額 ・建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)並びに建物の設置場所の変更(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。) (設備整備関係) ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更									減額 (施設整備関係) ・建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)並びに建物の設置場所の変更(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。) (設備整備関係) ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更		
(削除)							略	在宅医療(薬科)の研修充実に向けたシステム整備等事業	略	略	略	略	略	略	略	略	
略							略										

略	女性医師就業環境整備事業	略	略	略	略	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額（施設整備関係） ・2割を超える減額 ・建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）並びに建物の設置場所の変更（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。） （設備整備関係） ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	略	略	略	略	略	略	略	略	・補助対象経費の増額又は2割を超える減額 ・設備の用途が変わる変更 ・設備の機能が同等未満のものへの変更	略	略
略									略								
略	新人看護職員研修事業	新人看護職員を採用した病院、診療所、介護老人保健施設、指定訪問看	略	略	略	略	略	略	略	略	新人看護職員を採用した病院、診療所、介	略	略	略	略	略	略

		護ステーション、 <u>介護老人福祉施設</u>										護老人保健施設、指定訪問看護ステーション							
略										略									
<u>(削除)</u>										<u>略</u>	<u>認定看護師養成研修事業</u>	<u>略</u>	<u>略</u>	<u>略</u>	<u>略</u>	<u>略</u>	<u>略</u>	<u>略</u>	<u>略</u>
略										略									
略	看護師の特定行為研修受講補助事業	略	略	看護職員1人当たり <u>(1人につき1回限り)</u> 旅費200千 旅費を除く補助対象経費の合計550千円	略	略	略	略	略	略	略	略	看護職員1人当たり旅費200千 旅費を除く補助対象経費の合計550千円	略	略	略	略	略	略
略										略									
略	看護教育教材整備事	略	看護職員の養成に必要な図書・教材の	略	略	・補助対象経費の増額 <u>又は2割を超える減額</u>	略	略	略	略	略	略	看護職員の養成に必要な図書・教材の	略	略	・補助対象経費の増額 <u>又は2割を超える</u>	略	略	略

略	周産期医療に関わる専門的スタッフの養成事業	略	総合周産期母子医療センター及びNICUにおける医師、看護師の負担を軽減し、専門的スタッフの養成を行うために配置する、入院患者の家族支援を行う臨床心理士又は公認心理師1名に係る人件費	略	略	略	略	略
(削除)								
略								
(削除)								
(削除)								
略								
③医療	鳥取大学医学部附属	鳥取大学医学部附属病院	鳥取大学医学部附属病院の「腎セン	県が必要と認め	1／2	・補助対象経費の増額	様式第1号様式	様式第1号様式第2号様式第57号

	業							
略	略	略	総合周産期母子医療センター及びNICUにおける医師、看護師の負担を軽減し、専門的スタッフの養成を行うために配置する、入院患者の家族支援を行う臨床心理士1名に係る人件費	略	略	略	略	略
略	医師等環境改善事業(ICT等活用)	略	略	略	略	略	略	略
略								
略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	共同利用型保育施設設備整備・運営事業	略	略	略	略	略	略	略
略								
(新設)								

<u>従 事 者 の 確 保</u>	<u>病院腎 センター 支援事 業</u>		<u>ター」の体制 整備のために 配置する医師 の人件費</u>	<u>た額</u>			<u>第2－ 57号 様式 第3号 給与 規定 等の 人件 費が 明記さ れた 書類</u>	<u>様式第3号 支出額の根 拠となる書 類</u>	
略									略

- 第2 様式第1号（1）、第2－51号及び第2－53号を別添のとおり改正する。また、様式第2－57号を追加する。
- 附 則
- 1 この要綱は、令和4年5月17日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。
- 2 令和4年4月1日から施行日の前日までの日に補助事業者が着手した事業のうち、別表に掲げる事業については、本要綱に基づき実施したものとみなす。